

鋼船規則

S 編

危険化学品ばら積船

規則

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

2 章 船舶の残存能力及び貨物タンクの配置

2.9 残存要件（IBC コード 2.9）

2.9.2 浸水のすべての段階における残存基準*

(1)を次のように改める。

浸水のすべての段階においては次の**(1)**から**(3)**による。

- (1) 沈下、横傾斜及び縦傾斜を考慮した水線は、浸水が進行するか又は下方への浸水が生じる可能性があるいかなる開口の下縁よりも下方になければならない。これらの開口には、空気管及び風雨密戸又はハッチカバーにより閉鎖される開口を含めなければならないが、水密マンホール蓋及び水密平甲板口蓋、甲板の保全性を十分保持することができる貨物タンク用の小さな水密倉口蓋、遠隔操作の水密滑り戸、単一動作又はこれと同等の動作で締付操作ができ、船橋及び当該戸のすべての操作場所において開閉状態が確認できる表示装置が備えられている航海中に通常は閉鎖されているヒンジ式水密戸、航海中は必ず閉鎖されているヒンジ式水密戸並びに固定式舷窓により閉鎖される開口は除外して差し支えない。

((2)及び(3)は省略)

附 則

1. この規則は、2024 年 7 月 1 日から施行する。